

1

全体構造

弁理士とは、一言で言えば、『知的財産のエキスパート』です。したがって、弁理士になるためには、知的財産に関する専門知識を習得する必要があります。まずは、そのための準備として、知的財産及びその法制度について全体イメージを捉えましょう。

◆ 知的財産のエキスパートを目指すにあたり

本項では、知的財産とは何か、なぜ知的財産が重要視されるのか等、知的財産に関する基礎知識について学習します。

(1) 知的財産の重要性 ～なぜ知的財産が注目されるのか～

最近、新聞やテレビ等で知的財産関連のニュースが頻繁に報道されていることもあり、知的財産が注目されてきています。こうした状況もあり、政府としても知的財産の重要性を認め、目下、**知的財産立国の実現**を目指して様々な政策が推進されてきています。

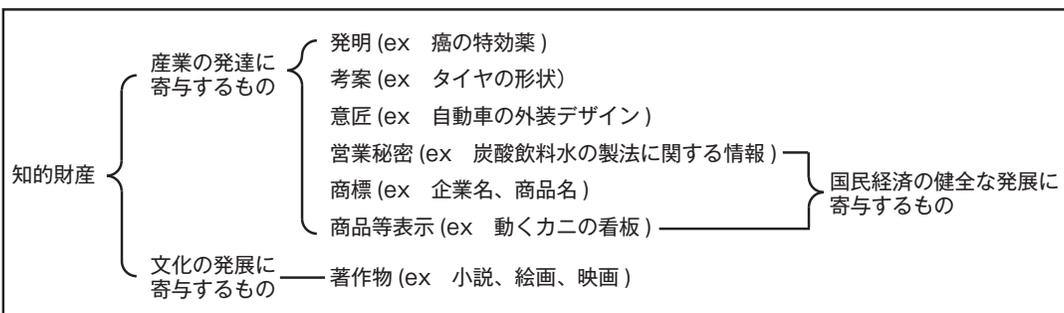


知的財産に関する政策の一環として、2002年、小泉政権の下で知的財産戦略大綱が発表されました。また、2005年、知的財産に関する事件について裁判の一層の充実及び迅速化を図るために、知的財産高等裁判所が東京高等裁判所の支部として設置されました。

このように知的財産が重要視されているのは、**知的財産が企業の生き残りや国家の繁栄の『カギ』**となるからです。

国土が狭く天然資源にも乏しい日本が、今日の「経済大国」としての地位を築くことができたのも、英知を結集して優れた技術やデザインを生み出し、もって産業を発達させることができたからです。さらに、小説や映画等の芸術的創作が数々生み出されることによって、文化の面でも発展を遂げることができました。一方、企業に目を移せば、他社に対する優位性を保てるように技術開発に努めており、その産物として生まれた技術がその企業の地位を左右することになります。また、企業は、長年の事業活動の中で培ってきた『業務上の信用』を自社のブランド（商標や商号などの標識）に蓄積させ、そのブランドを通じて自社の強みや個性を明確にしています。

このように、知的財産は多岐にわたりますが、その性質上、企業や国の発展に深く関与するものであり、それ故に上述の如く注目を集めているのです。



(2) 知的財産を保護すべき理由 ～ 知的財産が盗まれると ～

知的財産は、その名の通り財産の一種であり、一定の価値を有しています。このため、他人に盗まれた場合、当該財産の保有者は経済的損失を被ることになります。

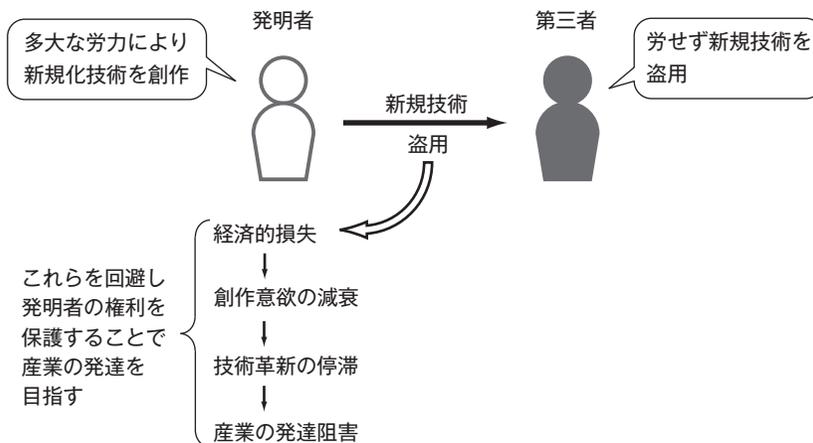


知的財産が盗用されるとは、知的財産が無断で模倣されることです。

ところで、前述したように、知的財産は、知的な創作や営業上の標識などを指しますが、「財産的価値を備える情報」として捉えることもできます。情報は、盗用され易く、また、その盗用を特定すること自体が困難です。特に、情報技術の発展が目覚ましい現代社会では、情報を盗用することがますます容易に行われるようになります。そうかと言って、盗用を放任したままでは、経済的損失の発生に留まらず、企業活動の停滞、ひいては国の産業や文化の衰退を招く恐れがあります。

例えば、ある企業で開発された技術を他社が模倣すると、その技術の開発に携わった人々の努力が報われなくなります。このような状況では技術開発への投資意欲が減退し、また開発成果である技術情報は公表されなくなります。この結果、技術革新が滞ってしまい、産業の発達も期待できないことになります。また、ある企業のブランド名を他社が悪用して不正な事業を行うと、そのブランド名に傷が付き、ブランド名を本来使用している企業の信用も失墜してしまいます。さらに、ブランド名の悪用により、例えば、偽物を掴まされるなど、消費者である我々の利益さえも害されかねません。

以上のような理由により、産業や文化の発展の観点から、知的財産は適切に保護されなければなりません。つまり、他人の模倣を防ぎ、財産的情報である知的財産を財産として有効に活用できるような法律制度が必要となります。



(3) 知的財産を保護する手段 ～ 知的財産権とは～

知的財産の保護の必要性については、既述の通りですが、実際問題として知的財産をどのように保護すればよいのでしょうか？一般法である民法では、財産の所有者に対して物権を認めており、その権利者は、財産としての物を占有し、第三者が盗んだとしても取戻しの請求をすることができます。ここで、物とは有体物を意味します。

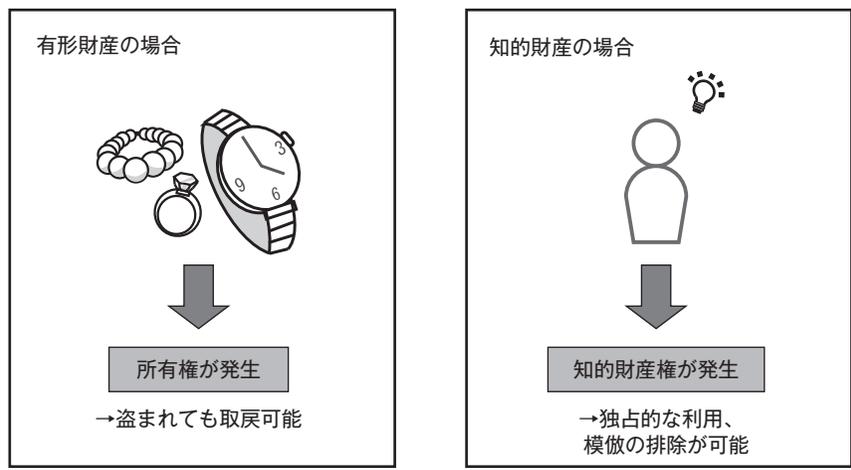
これに対し、財産的情報である知的財産の場合、形が無い財産（無体財産）であるので、「取戻す」ということ自体觀念できません。したがって、無形な知的財産を保護するのに、有体財産を対象とする民法だけでは対応することができず、知的財産の保護に特化した法律（特別法）が必要となります。こうした背景の下で制定されたのが知的財産権法です。

 MEMO 知的財産権法と後に学習する不正競争防止法を総称して、知的財産法と呼びます。

知的財産権法は、一定の要件を満たした知的財産に法的保護を与え、保護された知的財産の保有者に対して、当該知的財産の排他独占的な利用を保証しています。より詳しく言うと、知的財産権法は、知的財産を保護するために知的財産権という権利を与えて、この権利者に対して、当該知的財産の独占排他的な利用を認めています。つまり、知的財産権を保有している者であれば、他人の不当な利用（模倣）を排除でき、これによって知的財産の財産的価値を保護することができます。

 MEMO 知的財産権の保有者は、他人の模倣行為に対して、民事的措置（差止請求や損害賠償請求）をとることができます。

なお、知的財産権の権利者には、知的財産を独占排他的に利用できることに加え、当該権利の資産的な活用（具体的には、譲渡やライセンス及び質権設定）が認められています。つまり、知的財産の独占の利用による利益のほか、財産権として資産化することによって利益や融資を得ることもできます。



(4) 知的財産に関する法律の種類 ～ 知的財産権法の分類 ～

知的財産権法は、産業財産権法（工業所有権法とも言います）や著作権法などにより構成されています。産業財産権法は、産業の発達に寄与する知的財産を対象とする法律であり、特許法、実用新案法、意匠法、商標法などが挙げられます。

特許法は、発明を保護対象としており、保護手段である特許権について規定しています。実用新案法は、考案（特に、物の形状等についての考案）を保護対象としており、実用新案権について規定しています。意匠法は、意匠を保護対象としており、意匠権について規定しています。商標法は、商標を保護対象とし

ており、商標権について規定しています。なお、これらの法制度について管轄する行政庁は特許庁となります。

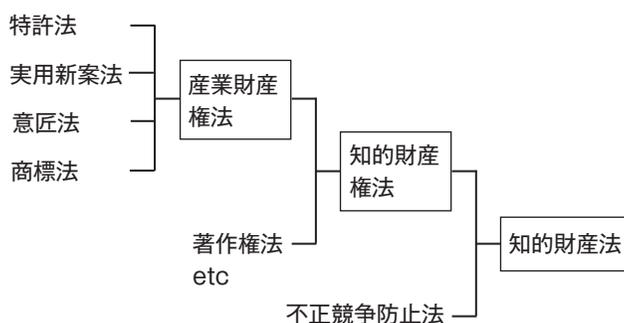
一方、著作権法は、文化の発展に寄与する知的財産、すなわち著作物を保護対象とする法律であり、著作権について規定しています。なお、著作権法の管轄省庁は文化庁となります。



著作権法は、著作権のほか、後述する著作者人格権、著作隣接権についても規定しています。

さらに、知的財産を保護する法律には、産業財産権法や著作権法のほかに、不正競争防止法があります。不正競争防止法は、国民経済の健全な発展を目的として定められており、営業秘密や商品等表示などを保護対象としています。なお、不正競争防止法の法制度についての管轄省庁は経済産業省となります。

これまでに説明してきた法律についてまとめると、下の図に示すようになります。



(5) 知的財産に関する法律の種類 ～ 知的財産権法の分類 ～

今後、我が国では、企業などで知的財産が更に生み出されていく一方、知的財産に関する紛争も増えていくことが予想されます。こうした環境の中、知的財産の保護や管理がますます重要となり、企業や国の繁栄に大いに関与することになります。

そして、適切に保護・管理されるように知的財産を導いていくのが、弁理士の仕事です。具体的に説明すると、弁理士は、クライアントからの依頼に応じて、知的財産を保護するための具体的手段を検討し、その手続をクライアントに代わって行うとともに、知的財産権を巡るトラブルに対して適切な対応策を講じます。つまり、弁理士という職業は、知的財産に関するエキスパートであり、少々大げさですが、企業の命運や産業や文化の発展にも関与するものであると言えます。

このように弁理士は、知的財産に関するエキスパートとして法律知識や専門知識に精通している必要があります。その分寄せられる期待も大きく、今後、知的財産を通じてより幅広い分野で活躍することになるでしょう。



2002年の弁理士法の改正により、一定の要件を満たした弁理士は、弁護士とともに訴訟代理人（特定侵害訴訟代理人）として侵害訴訟に参加できるようになりました。

◆ 特許法について

本項では、産業財産権法のうち、特許法についての概要を学習します。

(1) 特許法の意義

特許法は、特許権を付与して発明を保護する法律です。特許権を得た者（特許権者）は、特許を受けた発明（特許発明）を一定期間独占的に実施することができるという利益を享受することになります。つまり、特許権者は、特許発明を実施することによって得られる経済的利益を独占することができます。この結果、発明の創作意欲が喚起され、更なる発明の創作につながるようになります。

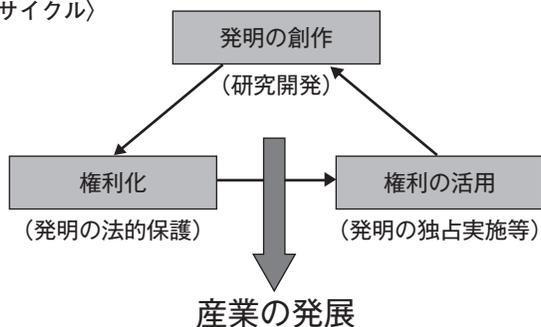
一方、特許法は、特許権を付与して発明を保護する引き換えに、その発明を公開して利用を促しています。



「特許権は新規発明の公開の代償として付与される」とも言われています。

このように、特許法の制度の下、発明の保護と利用を図り、発明の創作→特許権の取得（権利化）→権利の活用と言う知的創造サイクルによって、発明を奨励し、最終的には産業の発達に寄与することを目指しています。

〈知的創造サイクル〉



(2) 発明とは

① 発明の定義

特許法の保護対象である発明とは、「医薬品」、「医薬品の製造方法」、「医薬品の検査方法」など、技術的なアイデアのことです。特許法では、発明を「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義しています。



時代の変遷に伴い、現在では、コンピュータ・ソフトウェアを使ったビジネス方法に関する発明についても特許法で保護を受けることができるようになりました（いわゆるビジネスモデル特許）。

② 発明を保護する理由

特許法が発明を保護する理由は、発明を保護することにより発明が奨励され、結果として技術が発展して産業の発達が実現されるからです。一方、発明が保護されなければ、発明の模倣が放任され、発明に対する創作意欲が減退することになります。ここで、発明を公表せずに秘匿化すれば、確かにその発明は模倣されずに済みますが、その発明の内容は普及せず技術の発展も滞ってしまいます。

そこで、特許法は、発明を奨励する観点から、発明を保護するとともに、発明の保護と利用とのバランスを図っています。具体的には、特許権という発明の独占排他権を認める一方で、発明の公開や実施によって当該発明の利用を促しています。

(3) 特許権について

特許権は、特許発明を一定期間独占的に実施することができる知的財産権です。以下、「特許権を発生させるための手続」、「特許権の消滅」について概説します。

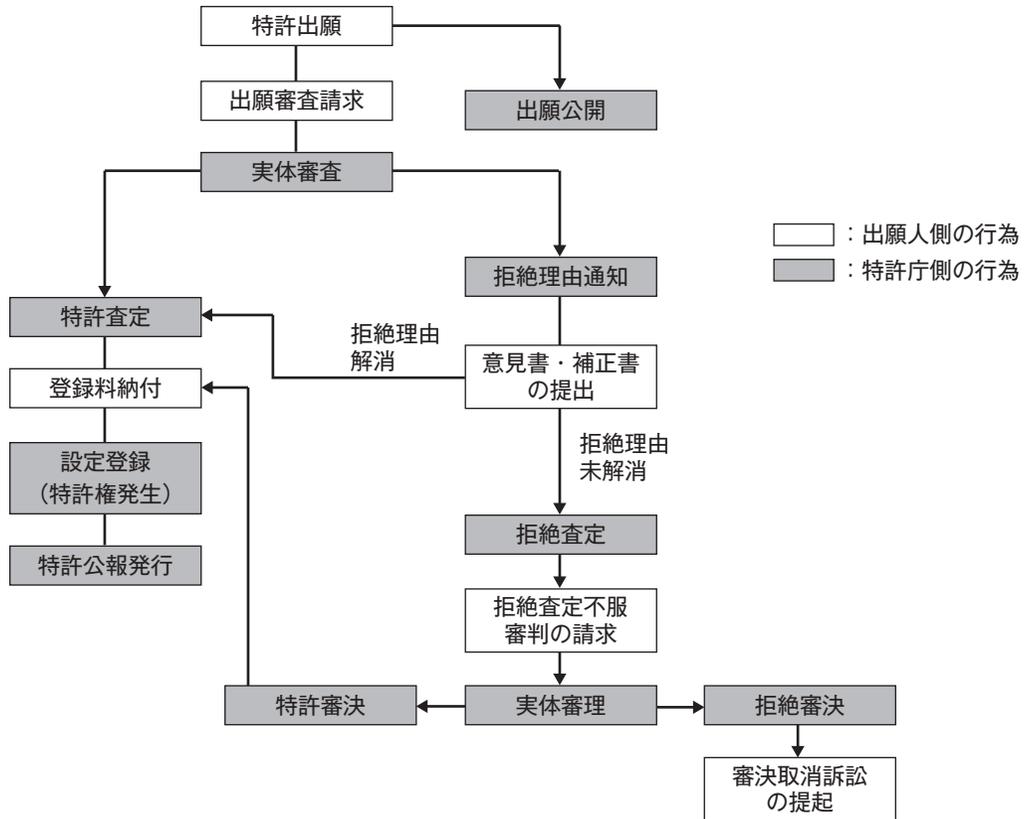
① 特許権を発生させるための手続

特許権は、発明の完成によって自動的に発生するのではなく、特許庁に対して特許出願という手続を行った後に、特許庁での審査（**実体審査**）を受ける必要があります。その審査において「特許を認めてもよい」という査定（**特許査定**）が出て、特許庁で設定登録という処分がなされると、特許権が発生します。



特許査定に対して、「特許を認めるべきではない」という査定を**拒絶査定**といいます。なお、拒絶査定に不満がある場合には、不服を申立てることができます。

特許出願からの大まかな流れは、下図に示す通りです。なお、図中の各項目については、次章で詳しく学習します。



ちなみに、実体審査では、特許出願された発明に、特許が認められない事由（**拒絶理由**）があるか否かについてのチェックがなされます。次のページに、特許に関する拒絶理由の一例を示します。

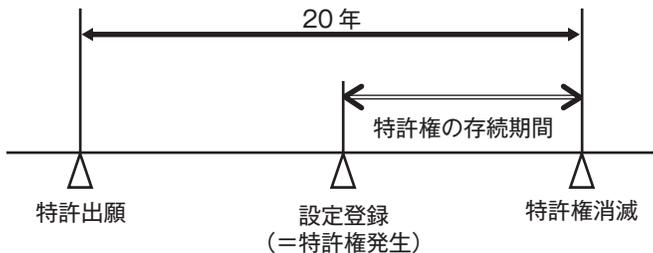
<拒絶理由の一例>

- ・ 発明ではない
- ・ 産業上利用できる発明ではない
- ・ 新しい発明ではない
- ・ 容易に考えられる発明である
- ・ 同じ発明について先に出願されている
- ・ 公序良俗に反する発明／公衆衛生を害するおそれがある発明である

② 特許権の消滅

特許権は、未来永劫、特許発明を独占的に実施することができる権利ではありません。つまり、特許法では、発明の永久保護を認めていません。これは、最先端の発明であっても年月が経過すれば陳腐化し、そのようなものまで保護してしまうことは、産業の発達にとって却って支障をきたすことになるからです。そこで、特許法では、**特許権が特許出願の日後 20 年が経過した時点で消滅することになっています**。そして、特許権が消滅した後は、その特許発明を誰もが自由に実施できるようになります。

特許法では、例外的に特許権の存続期間を最大 5 年間延長する制度（延長登録制度）が設けられています。



☕ coffee break

『他人の特許権を消滅させる手段』

特許権は、上で述べたように、特許出願の日後 20 年が経過すると自然消滅します。一方、特許法には、特許権者以外の第三者の請求により特許権を消滅させる無効審判（特許無効審判とも言います）という制度があります。特許発明の中には、審査においてミス（瑕疵）があったにもかかわらず誤って特許を受けたものもあります。このような発明は、本来誰もが自由に実施できる発明であるのに、特許権者以外の第三者が実施できず、結果として、特許権者が不当に保護されることになります。このような事態を是正する手段として無効審判という制度が設けられており、無効審判の審理において、特許を無効にすべきであるという結論（無効審決）に至ると、特許権は初めからなかったものとみなされます。

◆ 実用新案法について

本項では、産業財産権法のうち、実用新案法についての概要を学習します。

(1) 実用新案法の意義

実用新案法は、物品の形状等に係る考案の保護及び利用を図ることにより、その考案を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする法律です。実用新案法では、考案の保護のため、実用新案権とい

う権利を付与します。実用新案権を得た者（実用新案権者）は、実用新案登録を受けた考案（登録実用新案）を一定期間、独占的に実施することができます。

実用新案法は、特許法を補完する役割を担っており、特許法では保護を受けられない考案を保護します。そして、特許法と実用新案法が併存していることにより、創作水準の高い発明を特許法で保護し、創作水準が発明よりも低いために特許法では保護されない考案を実用新案法で保護することが可能となります。この結果、特許法の保護対象について創作水準を引き下げずに、考案を保護することが可能になります。

(2) 考案とは

① 考案の定義

実用新案法での保護対象は、考案の中でも、歯ブラシの形状や時計の構造など物品の形状等に係る考案に限られています。なお、実用新案法において、考案は、「自然法則を利用した技術的思想の創作」と定義されています。つまり、考案は「高度なもの」という文言が抜けている点で発明と区別されており、『小発明』とも呼ばれています。

② 考案を保護する理由

なぜ考案を保護する必要があるのでしょうか？産業の発達の観点から考えると、創作水準の高い発明のみを保護すればよいとも思われます。ですが、考案であるからといって保護を否定する理由はありません。また、小発明である考案の中から大発明が生まれてくる可能性があるため、考案を保護することで、発明がより生まれ易くなることも考えられます。以上のような理由から、我が国では考案が保護されることになっています。



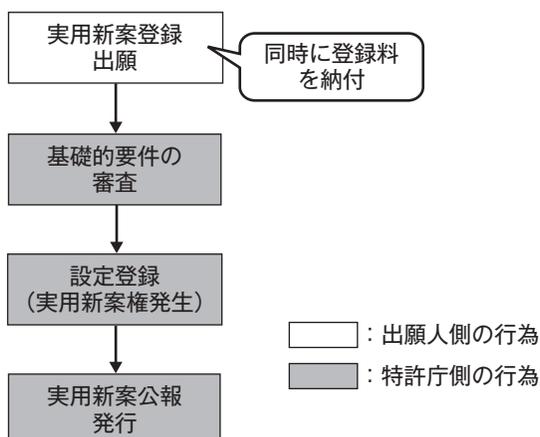
世界の中には、実用新案制度を採用していない国も存在します。

(3) 実用新案権について

実用新案権は、登録実用新案を一定期間独占的に実施する知的財産権です。以下、「実用新案権を発生させるための手続」、「実用新案権の消滅」について概説します。

① 実用新案権を発生させるための手続

実用新案権を取得するまでの手続の大まかな流れについて説明すると、先ず、特許の場合と同様に、特許庁に対して実用新案登録出願を行うことになります。そして、実用新案登録出願が行われると、基礎的要件について簡易的な審査が行われ、その後、実用新案権が設定登録されます。



以上のように、実用新案法では、出願された考案に実用新案登録を認めてもよいか否かについて実体審査が行われず、早期に権利が付与されます。これを「無審査主義（早期登録主義）」といい、特許法と大きく異なる点です。実用新案法で無審査主義が採用されているのは、実用新案として保護を求めようとするものの多くが、日用品の形状等のようにライフサイクルが短い技術であり、当該技術を迅速に保護する上で**早期権利付与**を実現する必要があるからです。



無審査主義の下では、本来実用新案登録を認めるべきではない場合であっても実用新案権が発生してしまいます。こうした権利が行使されると、第三者に対して不利益を与えかねないので、実用新案権を行使するにあたり、所定の手続を行う必要があります。

② 実用新案権の消滅

産業の発達の観点から、**実用新案権は、実用新案登録出願の日後 10 年が経過した時点で消滅し、実用新案権が消滅した後は、その登録実用新案を誰もが自由に実施できるようになります。**

(4) 特許と実用新案の違い

特許法と実用新案法は、保護対象が似ていることからほぼ同様の法制度を採用していますが、相違する点もあります。そして、実用新案法の法制度には、早期に権利を取得できるという利点がある反面、権利行使しづらいという欠点もあります。特許法と実用新案法のどちらで保護を受けるかについては、保護を受ける技術の内容を考慮した上で適当な方を選択する必要があります。

特許と実用新案の違い		
	特 許	実用新案
保護対象	物、方法、物を生産する方法の発明	物品の考案に限定
実体審査	審査官が審査	無審査
権利の存続期間	出願から20年	出願から10年
権利になるまで	審査請求から平均32月(特許査定発送日まで)	出題から2~3月(不備のないもの)
費用(登録から3年分)	約20万円	約2万円
権利行使	排他的権利	技術評価書を提示して、警告した後でなければできない
出願件数	年間約40万8千件	年間約1万1千件

出典：特許庁HP「知的財産制度入門」

◆ 意匠法について

本項では、産業財産権法のうち、意匠法についての概要を学習します。

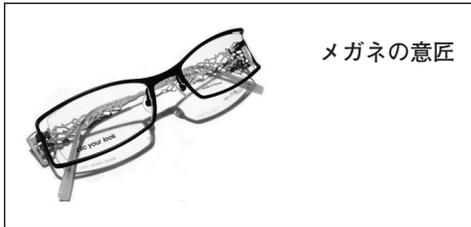
(1) 意匠法の意義

意匠法は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする法律です。意匠とは、物品のデザインのことであり、特に意匠法では工業製品のデザインを扱います。意匠法は、創作的な知的財産を保護するために独占排他権（具体的には、意匠権）を付与する点で、特許法や実用新案法と似ています。

(2) 意匠とは

① 意匠の定義

意匠は、先に述べたように物品のデザインであり、意匠法では「物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」と定義されています。つまり、意匠は、物品と一体不可分なものであり、意匠が登録（意匠登録）を受ける際には、意匠とその意匠が施される物品がセットで登録されることになります。例えば、アニメのキャラクターのイラストがデザインとしてプリントされた文房具について意匠登録を受けたい場合、そのイラストが単独で登録されることはなく、文房具という物品とセットで登録されます。



② 意匠を保護する理由

ところで、産業の発達を図る上で、なぜ意匠を保護する必要があるのでしょうか？それは、優れた意匠は、需要者の購買意欲を刺激し、その意匠が施された物品も売れるようになって産業が活性化することになるからです。



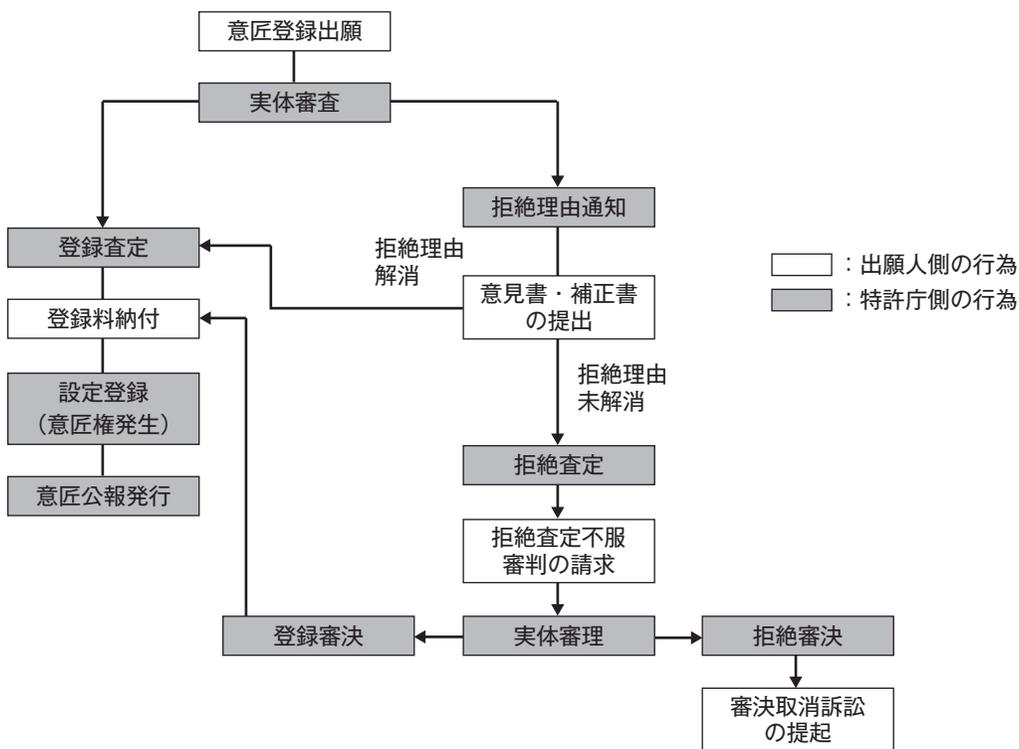
上記の考え（需要説）のほか、意匠を保護することで創作意欲が喚起されるという考え（創作説）や、意匠を保護することで紛らわしい意匠の利用が排除されて競争秩序が適切に維持されるという考え（物品混同説）もあります。

(3) 意匠法について

意匠権は、登録を受けた意匠（登録意匠）を一定期間独占的に実施する知的財産権です。以下、「意匠権を発生させるための手続」、「意匠権の効力」、「意匠権の消滅」について概説します。

① 意匠権を発生させるための手続

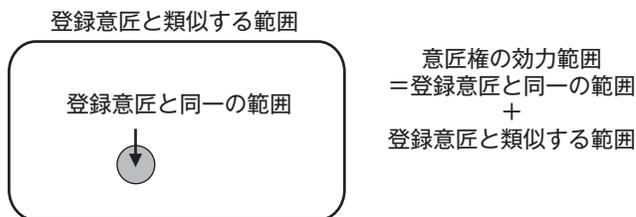
意匠権を取得するためには、特許庁に対して意匠登録出願を行わなければなりません。出願後、特許庁で意匠登録の可否についての実体審査がなされます。そして、実体審査で意匠登録が認められると、所定の手続を経て意匠権が発生します。



② 意匠権の効力

意匠権を有する者（**意匠権者**）は、登録意匠を独占的に実施することができます。さらに、意匠権者は、登録意匠と類似する意匠までを独占的に実施することができます。つまり、意匠権の効力は、登録意匠と、登録意匠に**類似**する意匠まで及びます。これは、意匠権の効力が登録意匠だけに限られてしまうと、保護される範囲が狭く、意匠の創作的価値が十分に保護されないからです。

〈意匠権の有効範囲〉



なお、意匠同士が類似するか否かについては、デザイン自体（**形態面**）とデザインが施される物品（**物品面**）の両側面から判断されます。

	物品同一	物品類似	物品非類似
形態同一	同一	類似	非類似
形態類似	類似	類似	非類似
形態非類似	非類似	非類似	非類似

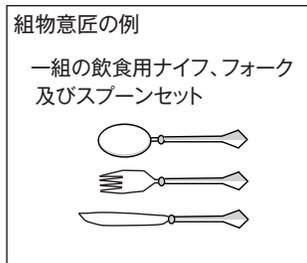
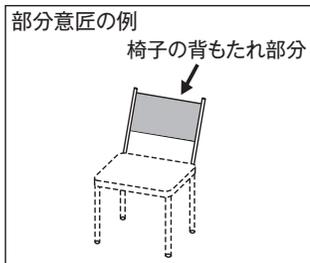
③ 意匠権の消滅

産業の発達の観点から、意匠権は、設定登録の日後 20 年が経過した時点で消滅し、意匠権の消滅後、その登録意匠については誰もが自由に実施できるようになります。

(4) 意匠法特有の制度

意匠法特有の制度として、以下の制度が設けられています。

- ① **部分意匠制度**：物品の一部分のデザインを保護する制度
- ② **組物意匠制度**：複数の物品により構成される組物の意匠を保護する制度
- ③ **関連意匠制度**：バリエーションの意匠を保護する制度
- ④ **秘密意匠制度**：登録意匠の公表時期を遅らせて暫く秘密にしておく制度
- ⑤ **動的意匠制度**：物品の機能によって形態が変化する意匠を保護する制度



◆ 商標法について

本項では、産業財産権法のうち、商標法についての概要を学習します。

(1) 商標法の意義

商標法は、商標を保護する法律であり、特許法や意匠法と同様、産業の発達に寄与することを目的としています。商標法では、商標を保護するために商標権を付与します。商標権を有する者（商標権者）は、登録された商標（登録商標）を独占的に使用することができ、さらに他人の無断使用を排除することができます。これにより、商標権者は、安心して登録商標を用いて事業活動を行うことができ、結果として、産業の発達が実現されることとなります。

(2) 商標とは

① 商標の定義

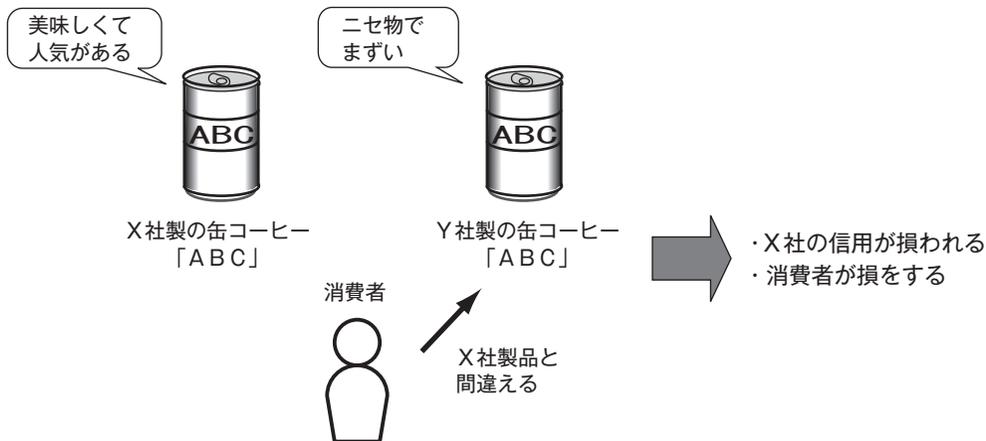
商標とは、商品の製造販売やサービス（役務）の提供等に用いられるマークであり、商標法では「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（標章）であって、商品や役務について使用されるもの」と規定されています。つまり、商標は商品や役務とセットで用いられることとなります。このため、商標は、商標が付される商品や役務（**指定商品・指定役務**）とセットになって登録を受けることとなります。

② 商標を保護する理由

商標は、外見上、単なる標識であり、発明や意匠と異なってそれ自体に創作的価値はありません。では、なぜ商標を保護する必要があるのでしょうか？それは、商標を用いて事業活動を行えば、**業務上の信用**が商標に蓄積することになるからです。もし商標が保護されないと、その商標について、他人の無断使用を見過ごすこととなります。こうした状況では、例えば、ある企業の商標が他社によって悪用される結果、商標に蓄積された業務上の信用が失われかねません。さらに、紛らわしい商標の使用によって、需要者が商品の出所を誤ってしまう事態（法律用語で**出所混同**と言います）

を招く場合もあります。

つまり、商標を保護する本来の目的は、その商標を使用する者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することにあります。

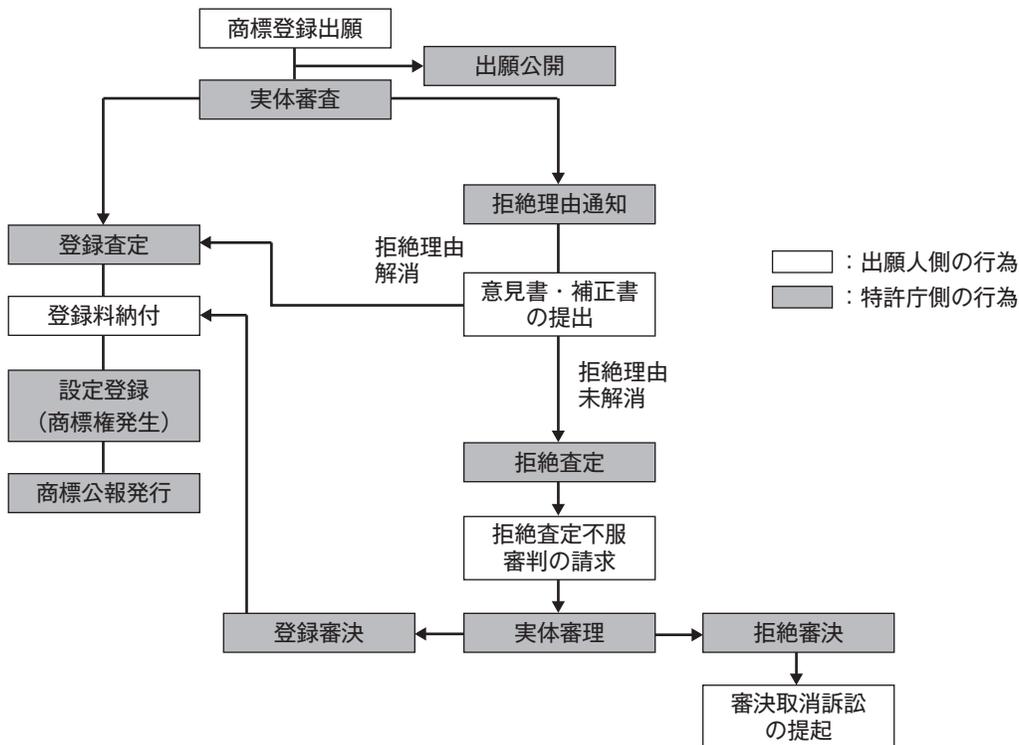


(3) 商標権について

商標権は、登録商標を独占的に使用できる知的財産権です。以下、「商標権を発生させるための手続」、「商標権の効力」、「商標権の存続期間の更新」について概説します。

① 商標権を発生させるための手続

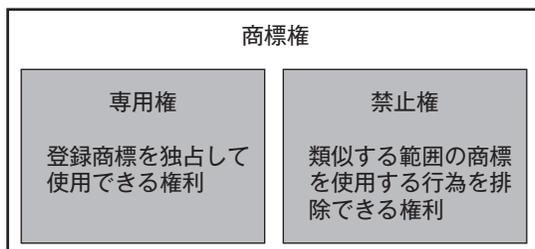
商標権を取得するためには、特許庁に**商標登録出願**を行った後、商標登録の可否についての実体審査を受けることになります。そして、実体審査で登録が認められると、所定の手続を経て、商標権が発生します。なお、大まかな流れは、下図の通りです。



② 商標権の効力

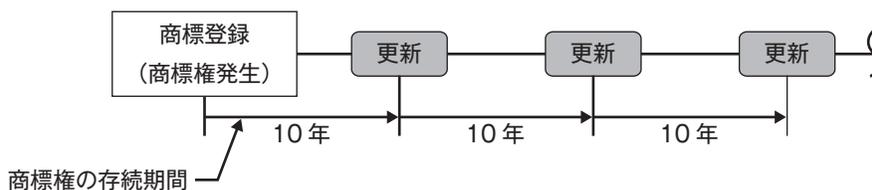
商標権を有する者（商標権者）は、登録商標を指定商品や指定役務について独占排他的に使用することができます。これは、専用権と呼ばれる商標権の効力です。

一方、登録商標や指定商品・指定役務と同一でなくても、紛らわしい商標の使用は、商標権者に損害を与えかねません。このため、商標権者は、登録内容との関係で類似する範囲における他人の商標の無断使用を禁止することができます。これは、禁止権と呼ばれる商標権の効力です。



③ 商標権の存続期間の更新

商標権の存続期間は、形式上、設定登録の日から10年をもって終了します。ただし、商標は、長く使用されるほど、業務上の信用が蓄積されて価値を有することになります。また、商標権を消滅させて、その商標を誰もが自由に使用できるようにすることは、商標に蓄積された業務上の信用の維持、及び、需要者の利益の保護を図る観点から考えても適切であるとは言えません。このような理由により、商標法では、所定期間内に商標権の存続期間の更新登録の申請を行うことにより、商標権の存続期間を更に10年間更新することができることになっています。なお、商標権の存続期間の更新登録の申請は何度でも行うことができます。つまり、商標権は半永久的に存続させることが可能です。



coffee break

『登録主義と使用主義』

商標法は、商標を介して、その商標を使用する者の業務上の信用を保護する法律です。但し、我が国では、業務上の信用が未だ蓄積されていない未使用商標であっても、将来使用される予定があれば登録を受けることができます。これは、使用の意思さえあれば、未使用商標であっても、将来業務上の信用が蓄積されると考えられるためです。このように、我が国の商標法では、実際に使用していない商標についても一定の要件を満たせば登録を受けられる制度（登録主義）を採用しています。一方、登録主義に対し、実際に使用されている商標でなければ登録を認めない制度を使用主義と呼びます。

なお、未使用商標であっても登録が受けられる代わりに、登録された商標に対しては使用義務が課せられ、使用を怠った場合、不使用取消審判が請求されて、事後的に商標登録が取り消されることがあります。

◆ 産業財産権法のまとめ

産業財産権の4法を比較すると、次のページに示すようになります。各法で付与される産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）は、いずれも独占排他権であり、特許庁に出願した後、設定登録されることによって発生します。また、各産業財産権について存続期間が決められており、商標権を除く権利につ

いては、存続期間が満了した時点で消滅します。

産業財産権法4法の比較

	特許法	実用新案法	意匠法	商標権
保護対象	技術的創作（発明）	物品の形状等に 係る技術的創作 （考案）	物品の形状等 の美的創作 （意匠）	商品・役務に 使用する標識 （商標）
権利	特許権	実用新案権	意匠権	商標権
出願公開制度	あり	なし	なし	あり
実体審査	あり	なし	あり	あり
設定登録のための 登録料	1～3年分	1～3年分	1年分	10年分 ※分割納付可能
権利の存続期間	出願日から20年	出願日から10年	設定登録日から20年	設定登録日から10年 ※更新可能
類似の概念	不採用	不採用	採用	採用

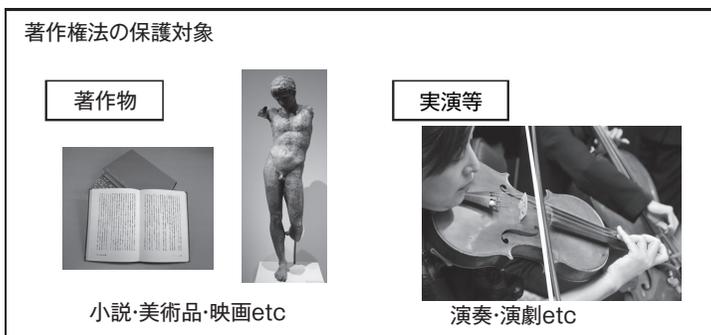
❖ 著作権法について

本項では、著作権法についての概要を学習します。

(1) 著作権法の意義

著作権法は、文化の発展を目的として制定され、文芸・学術・美術・音楽の分野で知的財産を保護する法律です。つまり、著作権法での保護対象は、人間の創作的表現であって「文化」の範疇に属するもの、すなわち、著作物です。著作権法は、著作物の公正な利用に留意しつつ、その著作物の創作者（著作者）の権利を保護することで、文化の発展を図っています。

なお、著作権法は、著作物のほかに、著作物の公衆への伝達において重要な役割を担う「実演」、「レコード」、「放送」及び「有線放送」についても保護対象としています。



(2) 著作物とは

① 著作物の定義

著作物とは、著作権法上、「人間の思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されています。著作物の具体例としては、小説などの言語の著作物、音楽の著作物、写真の著作物、絵画や彫刻などの美術の著作物、映画の著作物などがあります。また、建物等の建築物、地図、コンピュータプログラムなども著作物となります。

② 著作物を保護する理由

これまで、数多くの著作物が人間の精神的な創作活動によって生み出されてきており、これらの著作物が広く世間に公表されることによって文化の発展を遂げてきました。一方、近年の目覚ましい

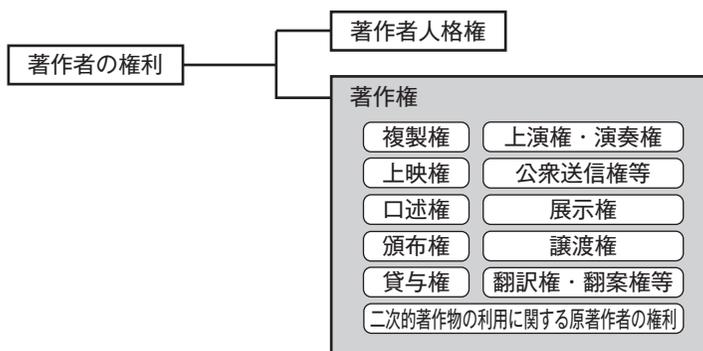
技術発展により、著作物の普及がますます促進されるようになりましたが、その反面、著作物の無断利用やコピー（模倣）が容易になりました。著作物の無断利用や違法コピーを放任しておく、新たな著作物の創作を阻み、ひいては文化の発展を失速させるおそれがあります。

そこで、著作権法では、著作物を保護するために、著作物を一定期間独占的に利用できる権利を認めることにより、文化の発展を目指しています。

(3) 著作権法の意義

① 著作者人格権と著作権

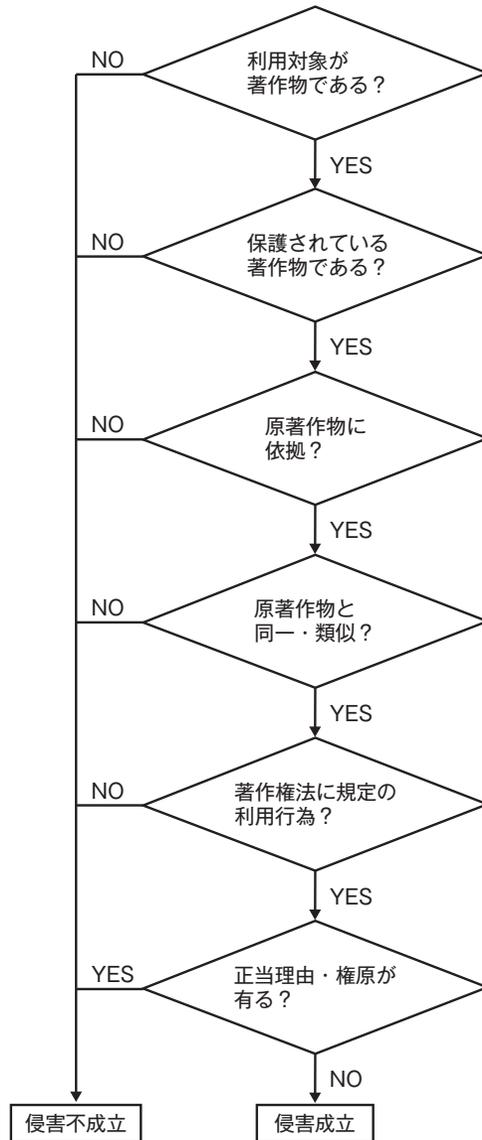
著作者に与えられる権利には二種類あり、一つは、著作者の人格的利益を保護する権利としての著作者人格権であり、もう一つは、著作物の財産的価値を保護する権利としての著作権（著作財産権とも言います）です。著作権については、下の図に示すように複数の種類があり、著作者に付与される一群の著作権のことを支分権の束と呼ぶこともあります。



② 著作権の効力

著作権は、他人が無断で著作物を利用する行為を排除することができる権利です。但し、他人が偶然に同様の著作物を独自に創作した場合、その著作物の利用行為を排除することはできません。つまり、著作権を行使することができるのは、「原著物に依拠して作成され、原著物と同一又は類似するもの」を著作権者に無断で利用する場合に限られます。

また、たとえ著作物を無断で利用していたとしても、一定の行為（例えば、趣味等の目的で著作物を複製したり、公表された著作物を学校教育等のために利用する行為）に対しては、著作権を行使することができない場合があります。これは、すべての利用行為について権利者の了解を得ようとすると、却って円滑な社会活動を妨げてしまうからです。



③ 著作権の発生と消滅

著作権法では、著作物を創作した時点で自動的に著作者に既述の権利が付与されます。すなわち、著作権法では、権利を取得するための手続が一切不要です。これを「無方式主義」といいます。

一方、著作権は、一定期間が経過した後に消滅し、著作権の消滅後には、その著作物を誰もが自由に利用できるようになります。著作権者の経済的利益を一定期間確保した後は、その著作物を社会の共有財産として解放する方が文化の発展にも資すると考えられるためです。

なお、著作権の存続期間は、原則として著作者の死後 50 年が経過した日までとなりますが、著作者が不明の場合や、死という概念になじまない著作者である場合（例えば、法人が著作者となる場合）には、例外的に著作物の公表後 50 年が経過した日までとなることもあります。



映画の著作物の著作権は、原則として公表後 70 年が経過するまで存続します。



coffee break

『実演家等に発生する権利』

著作物を公衆に伝達する「実演家」、「レコード製作者」、「放送事業者」、「有線放送事業者」は、著作物の創作に準じた創作的活動を行っている観点から、これらの者に対して、著作権に準じた権利である著作隣接権が付与されます。さらに、実演家には、人格的利益を保護するための権利も付与されます。



不正競争防止法について

本項では、不正競争防止法の概要について学習します。

(1) 不正競争防止法の意義

不正競争防止法は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するために、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。この法律は、不法行為法である民法に対する特別法であり、知的財産法の一つとして位置づけられます。

具体的に説明すると、不正競争防止法は、競争秩序を乱す一定の行為（例えば、著名なブランド名の不正使用行為や、商品やサービスの内容についての虚偽表示行為）を不正競争行為として取り締まっています。その中で産業財産権法では対応しきれない「はざま」の行為が規制されています。この結果、例えば、未出願・未登録状態にある意匠や商標についても、不正競争防止法で保護を受けることができますようになります。

(2) 不正競争行為とは

不正競争行為とは、例えば、広く知られた他人の商品表示を使って消費者に出所の混同を起こさせる行為や、他人の商品形態を模倣した商品を販売する行為などであり、不正競争防止法で限定的に列挙されています。どのような行為が不正競争行為に該当するのかが明確になっていないと、事業者の事業活動を萎縮させてしまう虞があるからです。

(3) ノウハウの保護

技術に関するノウハウを、特許で保護しようとする、その内容が必ず公開されることとなります。また、特許権の存続期間は有限であり、存続期間の満了後は、誰もが自由にそのノウハウを利用できるようになってしまいます。

ここで、公開せずに秘匿しておきたいノウハウについては、営業秘密として不正競争防止法で保護を受けることが可能です。ノウハウが営業秘密として保護される限り、当該営業秘密を不正に使用したり開示したりする行為に対して、差止や損害賠償を請求することができます。したがって、事業を実施しても秘匿し続けることができる技術については、あえて特許を受けるよりも、営業秘密として保護する方が望ましいと考えられます。

なお、技術的アイデアを特許として保護する場合、及び、営業秘密として管理する場合のメリット・デメリットについては、次のページに示す通りです。

	特許で保護	営業秘密として保護
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・一定期間独占できる ・同じ技術を開発した他者の実施行為も排除できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・秘匿しておけば半永久的に保護される ・内容は非公開のまま
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・保護期間が有限 ⇒将来誰もが利用できる ・内容が公開される 	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ技術を開発した他者の実施行為は排除できない ・他者に特許権を取得される可能性あり

◆ 知的財産に関する条約について

日本の知的財産法は、日本国内においてのみ適用されるものであり、日本国内で保護されている知的財産について他の国でも保護を受けようとする場合、その国の法律に従って別途の手續等を行う必要があります。したがって、他の国で特許権を行使したいのであれば、その国の特許法に則って権利取得の手續を行い、その国で特許権を別途取得する必要があります。これを「属地主義の原則」と言います。

属地主義の原則の下、各国は、知的財産に関する法制度を自由に定めることができます。このため、世界各国の知的財産法は統一されておらず、日本国民が各国で保護を受ける際には、様々な「壁」が立ちはだかることとなります。このような背景において、各国間で知的財産制度の調和を図るために、知的財産に関する国際条約や国際協定が今まで数多く締結されています。日本も、こうした国際条約に加盟しており、これらに規定された事項を遵守しています。

(1) パリ条約

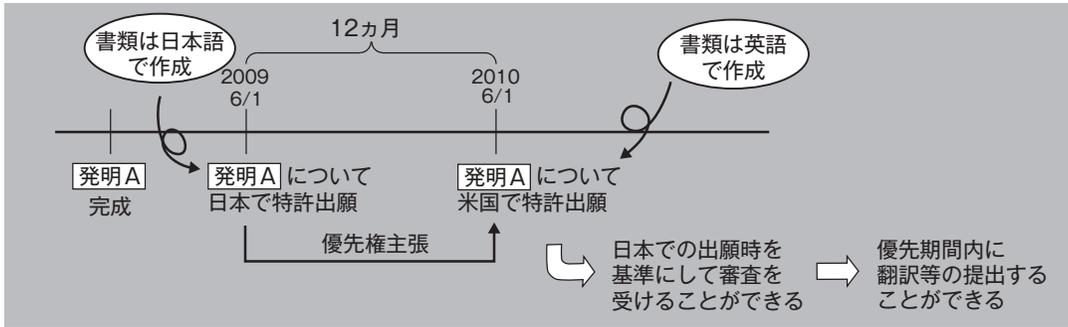
パリ条約は、工業財産権に関する国際条約のうち、最も重要な条約であり、日本を始め、多くの国が加盟しています。パリ条約は、工業所有権全般を対象としており、属地主義の原則を前提としつつ、各同盟国が工業所有権について最低限遵守すべき事項を規定しています。その主な内容としては、内国民待遇の原則、優先権制度、特許独立の原則の3つが挙げられます（これらをまとめて「パリ条約の三大原則」と呼んでいます）。



パリ条約が対象とする「工業所有権の保護」は、「特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名及び不正競争の防止に関するもの」です。

内国民待遇の原則は、「工業所有権の保護に関して、パリ条約の同盟国民には内国民と同一の保護を認める」という規定です。この原則により、例えば、同盟国 X の国民が他の同盟国 Y で特許を受けようとする場合、同盟国 Y の特許法に則って手續を行えば、同盟国 Y の国民と同じ条件で特許を受けることができます。

優先権制度は、パリ条約の同盟国の一国で出願を行うと、その国での出願の日から一定の期間（優先期間）内に他の同盟国で出願を行う際に優先権を主張することができる制度です。例えば、米国で特許出願する場合には、米国で決められている方式に従って出願書類を英語で作成し、米国に直接特許出願しなければなりません。ここで、日本で特許出願してから12月以内にパリ条約の優先権を主張して米国で特許出願すれば、その米国での特許出願は、一定の特許要件について、日本での特許出願時を基準にして審査されることになります。以上のように、優先権制度を活用することで、時間的に余裕をもって外国での出願に備えることができます。



特許独立の原則は、「自国において出願した特許は、同一の発明について他の国で取得された特許から独立しなければならない」という規定です。この特許独立の原則があるため、日本で特許を受けられなかった場合であっても、必ずしも他の国で特許を受けられないとは限りません。また、米国で取得された特許権が消滅した場合、それを理由として、同一の発明について日本で取得された特許権が消滅することはありません。

(2) 特許協力条約

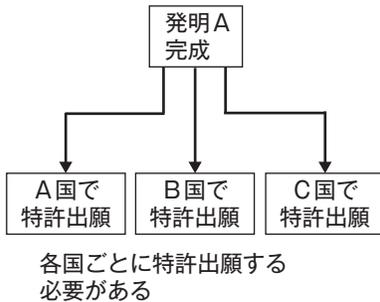
特許協力条約 (Patent Cooperation Treaty 以下、PCT) は、パリ条約の特別取極であり、特許・実用新案を対象にして、出願の手續面の国際的統一化を図るために「国際出願」という制度を規定しています。この制度は、PCT に加盟する国のうち、いずれかの国にその国が採用する出願方式に則って出願すると、他の加盟国にも同時に出願したという効果が与えられるというものです。つまり、日本で一回国際出願すれば、複数の PCT 加盟国 (具体的には、出願人によって指定された加盟国 (指定国) すべて) に同時に出願したことになります。また、国際出願の際に提出する書類については、日本語で作成することが可能です。



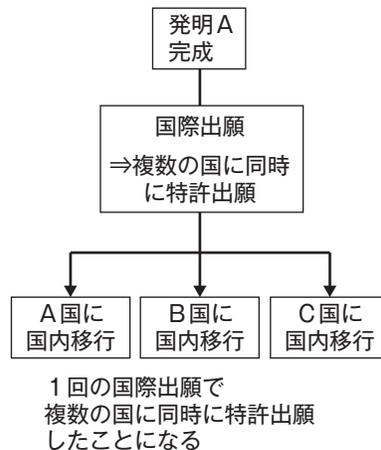
国際出願の時点で、特に指定がなければ、PCT 加盟国全てが指定国となります。

ところで、PCT は、出願手續の簡素化を図る一方で、各国特許法の実体面 (例えば、特許要件など) については何ら規定していません。したがって、複数の国で特許権を取得するために PCT の国際出願をした場合であっても、各国ごとに審査や処分を受ける必要があります。また、各国で審査や処分を受けるにあたり、各国の特許庁に翻訳文を提出するなどの手續 (国内移行手續) を行わなければなりません。

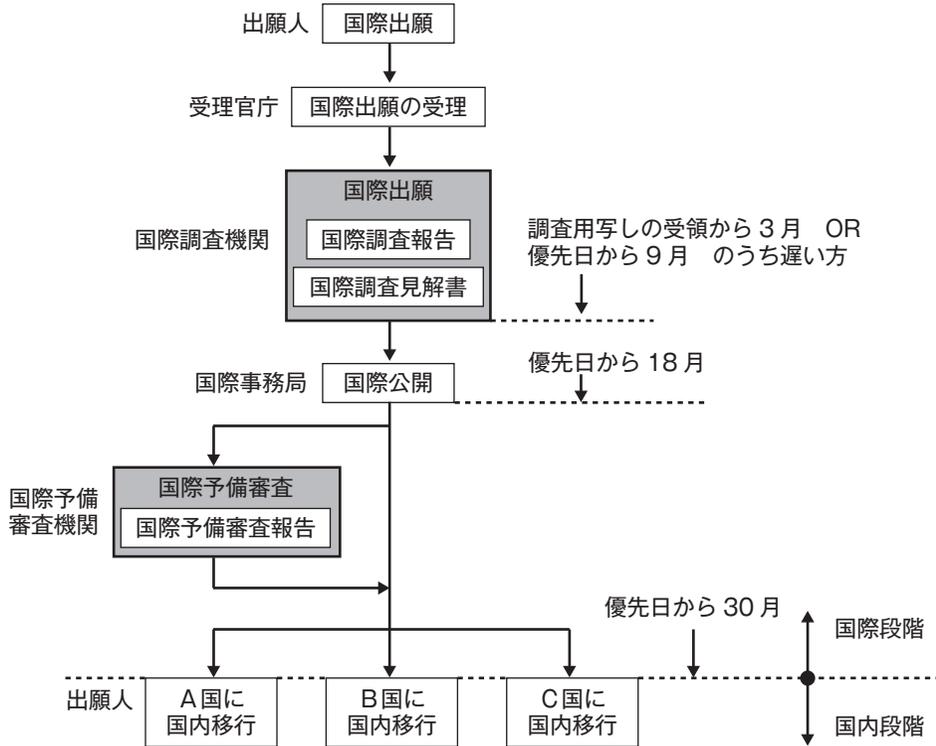
<国際出願しない場合>



<国際出願する場合>



なお、国際出願後の大まかな流れは、下図に示す通りです。



coffee break 『国際調査・国際予備審査』

PCTによる国際出願を行った場合、国際調査や国際予備審査という制度を利用することができます。これらの制度を利用すると、国際出願された発明の特許性に関して、予備的かつ拘束力のない見解を得ることができます。そして、出願人は、その見解が示された報告書を見て、各国で特許を受けられる可能性について吟味することができます。この結果、出願人は、国際出願をした後に、権利を取得したい国（実際に権利取得の手続を進めていく国）を絞り込むことができます。

(3) マドリッド協定議定書

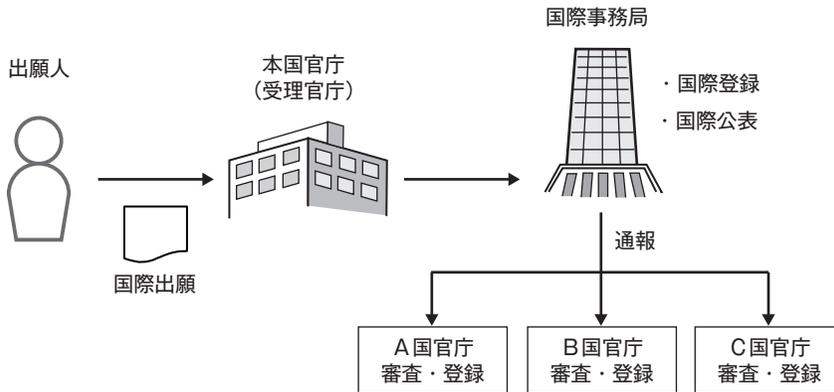
マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコルとも呼ばれます）は、多数の国で商標登録を受ける場合の手続を簡素化し、「国際登録制度」という制度を採用しています。この点で、マドリッド協定議定書はPCTと似ていると言えます。

国際登録制度について概説すると、まず、自国で行われた出願や商標登録を基礎として国際事務局に対して国際出願を行います。この際、商標登録を受けようとする締約国（指定国）を指定します。その後、国際事務局により、国際出願された商標が国際登録された上で、各指定国に送付されます。その後、各指定国の官庁は、実体審査を行い、1年以内（国によっては18月以内）に拒絶理由を通告しない限り、商標登録を認めることになります。

以上のように、マドリッド協定議定書の国際登録制度を利用した場合には、単一の言語で国際事務局に対して一回出願すれば、複数の締約国に保護を求めることができます。一方で、登録の可否に関する実体的な判断（実体審査）については、各国の官庁に委ねられています。なお、出願手続以外にも、更新や名義人変更などの手続についても同様に簡素化されており、国際事務局に対して一括して行うことができま

す。

なお、国際登録制度の大まかな流れは、下図に示す通りです。



☕ coffee break

『セントラルアタック』

マドリッド協定議定書には、「セントラルアタック」という制度が設けられています。この制度は、国際登録の日から5年以内に、国際出願の際に基礎とした出願や商標登録が本国で消滅した場合、消滅した範囲と同一の範囲について国際登録が取り消される結果、各指定国において当該範囲では国際登録による保護を主張することができなくなってしまうものです。但し、セントラルアタックの後に、元の国際登録日を出願日として各指定国ごとに再出願することができます。

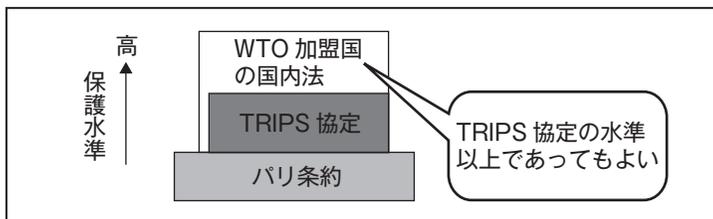
(4) TRIPS協定

TRIPS協定は、世界貿易機関（WTO）を設立するマラケシュ協定の付属書であり、知的所有権の保護に関して、WTO加盟国が遵守すべき最低限の基準（ミニマム・スタンダード）を定めています。



TRIPS協定が対象とする知的所有権は、「著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、及び、開示されていない情報の保護」です。

また、TRIPS協定は、パリ条約の実体的規定を取り込みつつ、例えば「最恵国待遇の原則」など、パリ条約よりも更に高い保護基準を定めています。このような経緯からTRIPS協定を「パリ・プラス・アプローチ」と呼ぶこともあります。その他、TRIPS協定では、知的所有権の行使のための手段や、政府間の紛争解決のための手段が規定されています。



< Memo >

